

2 水道水

県では、厚生労働省が示しているモニタリング方針に基づいて、県内各水道事業者（県企業局及び各市町村）が水道水の放射性物質検査を実施しているほか、県食品・生活衛生課において、食品安全検査センター内の水道水の検査を実施しています。

これまでの検査では、事故発生直後に一時的に放射性ヨウ素及び放射性セシウムが検出されましたが、平成23年6月3日以降、県内全ての水道水から放射性物質は検出されていません。

(1) 水道水の放射性物質モニタリング

県食品・生活衛生課では、事故後、水道水の緊急検査という位置づけで、県営施設で放射性物質を検査できる唯一の施設であった衛生環境研究所において、平成23年3月18日から同所内の水道水及び県企業局の3浄水場水道水の放射性物質検査を開始し、現在は、食品安全検査センター蛇口水について、週1回の頻度で検査を実施しています。

その結果、事故直後に最大62ベクレル毎キログラムの放射性ヨウ素及び最大1.20ベクレル毎キログラムの放射性セシウムが検出されましたが平成23年6月3日以降は、全て不検出となっています。



水道水放射性物質検査

〈県食品・生活衛生課による放射性物質モニタリング実施状況〉

| 検査期間 | 検査対象 | 検査頻度 | 検出状況 |
|-----------------------------|---------------|------------|--|
| H23. 3. 18～ H23. 9. 9まで | 衛生環境研究所蛇口水 | 1回／日 | ・放射性セシウム 1.20Bq/kg (最大値、H23. 3. 20) |
| | 県企業局浄水場水道水 | 3回／週 程度 | ・放射性ヨウ素 62Bq/kg (最大値、H23. 3. 24) |
| H23. 9. 10～ H24. 3. 31まで | 衛生環境研究所蛇口水 | 1回／日 | 全て検出下限値以下 (不検出) |
| H24. 4. 1～ H25. 3. 31まで | 衛生環境研究所蛇口水 | 1回／週 | 全て検出下限値以下 (不検出) |
| H25. 4. 1～ H28. 3. 31まで | 食品安全検査センター蛇口水 | 1回／週 | 全て検出下限値以下 (不検出) |

※飲料水基準値 10Bq/kg（平成24年3月までの暫定規制値200Bq/kg）

(2) 県営4浄水場の浄水放射性物質モニタリング

県企業局は、平成23年9月、独自にゲルマニウム半導体検出器（注8）を整備し、4浄水場（県央第一水道、県央第二水道、新田山田水道、東部地域水道）の水道水について放射性物質の検査を実施しています。

その結果、検査開始から現在に至るまで、放射性物質は検出されていません。

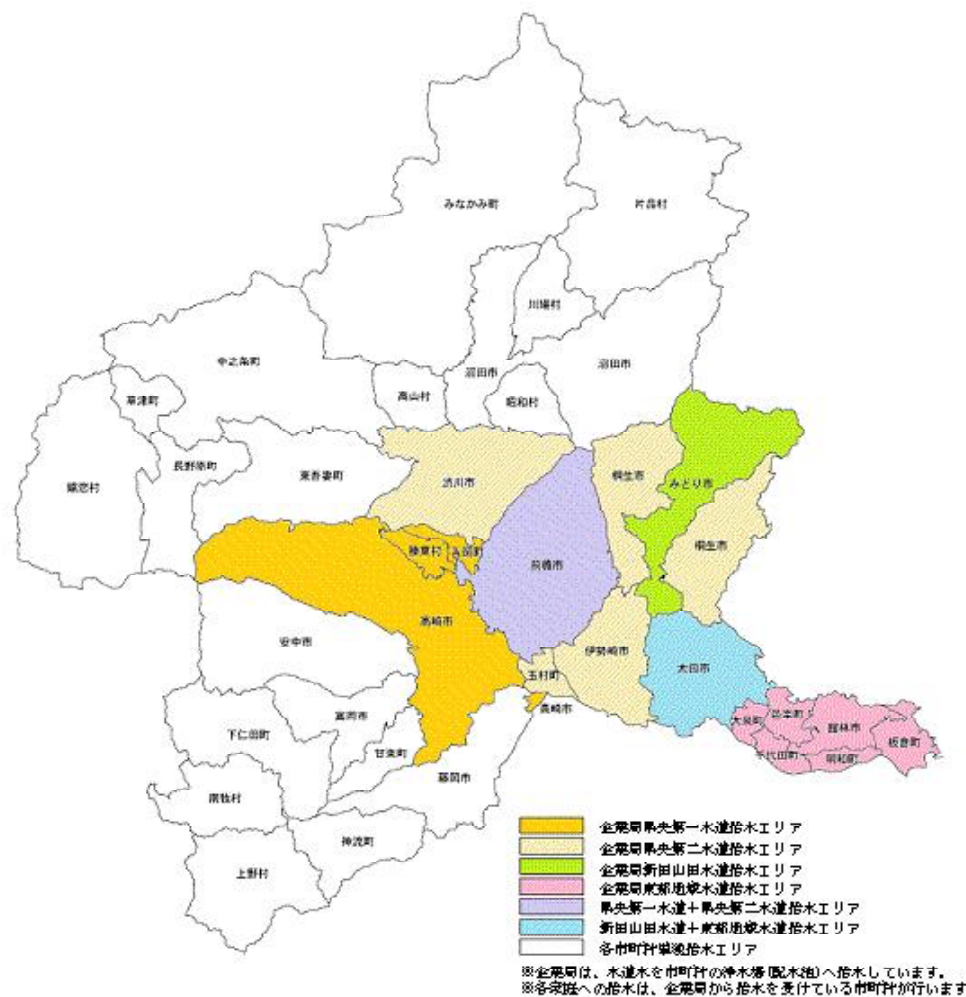
（注8）ゲルマニウム半導体検出器＝ゲルマニウムという元素の半導体を用いた放射性物質検出器。放射性物質の精密な検査を行います。

(3) 各市町村による水道水放射性物質モニタリング

県内各市町村では、厚生労働省の示したモニタリング方針に基づいて、適切な頻度を設定して水道水の放射性物質検査を実施しています。

これまでの検査の結果、水道水からは、放射性物質は検出されていません。

平成24年度末までは、全市町村で放射性物質検査を実施していました。平成25年度は、1市町村が検査を休止していましたが、平成26年度からは、県内全市町村で測定を実施しています。



※群馬県内の水道水の供給状況について

- ・ 県内の水道水は、市町村等の水道事業者が供給しています。
- ・ 図で色分けされた市町村には、県企業局の浄水場で処理した水道水が供給されています。(市町村は、独自の水源による水道水と併用しています。)

※浄水処理工程における放射性セシウムの挙動

水道水中の放射性セシウムについては、セシウムの化学的性質により、主に濁質成分(原水(河川水や井戸水等)に含まれる土や砂など)に付着して水中に存在していることから、水道水の浄水処理工程において、濁質成分として除去することが可能であるため、水道水中に残ることはほとんどないと考えられます。

3 農林水産物

原発事故直後、県内で生産された露地栽培のホウレンソウ、カキナから一時的に基準値を超える放射性物質が検出され出荷制限措置がとられました。ももなく安全性が確認され解除になっています。農林水産物については、生産物の放射性物質検査のほか、農地土壌や飼料作物のモニタリング調査、きのこ類のほだ木については生産ロットごとの検査等により、安全性を確認しています。

(1) 農産物

県内で生産された農産物（米、麦、野菜、工芸作物等）は、出荷前または出荷初期の段階でモニタリング検査を実施して安全性を確認しています。

原発事故直後に、ホウレンソウ、カキナ及び一部地域の茶について、出荷制限（注9）措置がとられました。その後、安全が確認され、それぞれ解除になっています。（ホウレンソウ、カキナは平成23年4月8日出荷制限解除。一部

地域の茶は平成24年5月28日、平成25年6月7日出荷制限解除。）その他の農産物については、食品衛生法による基準値（100ベクレル毎キログラム）を超えた品目はありません。これまでの検査結果の概要は次のとおりです。

（注9）
出荷制限(指示)と出荷自粛(要請)＝出荷制限(指示)は、基準値を超えた食品について、生産地域の広がりがあると考えられる場合に当該地域・品目を対象に出荷しないよう原子力災害対策特別措置法に基づき国が指示するものです。一方、出荷自粛(要請)は、基準値を超えた食品について、地域的な広がりが無い場合に出荷しないよう県が要請するものです。

〈農産物の検査結果概要〉

| 年度 | 区分 | 検体数 | 基準値超過数 | 超過品目 |
|----------------------|------|-----|--------|----------------|
| 平成22年度 (3月20～31日) | 野菜 | 41 | 3 | ホウレンソウ ・カキナ |
| 平成23年度 | 穀類 | 161 | 0 | |
| | 野菜 | 447 | 0 | |
| | 果実 | 68 | 0 | |
| | 工芸作物 | 38 | 3 | 茶 |
| | 加工品 | 7 | 0 | |
| 平成24年度 | 穀類 | 754 | 0 | |
| | 野菜 | 710 | 0 | |
| | 果実 | 142 | 0 | |
| | 工芸作物 | 28 | 1 | 茶 |
| | 加工品 | 4 | 0 | |
| 平成25年度 | 穀類 | 277 | 0 | |
| | 野菜 | 496 | 0 | |
| | 果実 | 74 | 0 | |
| | 工芸作物 | 26 | 0 | |
| | 加工品 | 5 | 0 | |
| 平成26年度 | 穀類 | 165 | 0 | |
| | 野菜 | 417 | 0 | |
| | 果実 | 56 | 0 | |
| | 工芸作物 | 22 | 0 | |
| | 加工品 | 4 | 0 | |
| 平成27年度 | 穀類 | 124 | 0 | |
| | 野菜 | 313 | 0 | |
| | 果実 | 43 | 0 | |
| | 工芸作物 | 10 | 0 | |
| | 加工品 | 2 | 0 | |

（注）野菜には、栽培されているフキノトウ、タラノメ、ワラビ等の山菜類を含みます。

(2) 畜産物

ア 生乳 (注10)

県では農場から出荷された生乳について、平成23年3月22日から月ごとに県内全域が対象となるよう、県内6か所のクーラーステーション及び直接搬入される4か所の乳業工場ですべて2～3検体ずつ採取し、検査を行って

います。

これまで検査した生乳は、全て基準値（50ベクレル毎キログラム）を大きく下回っています。

(注10) 生乳は牛から搾ったまま何も手を加えていない状態の乳のことをいいます。

〈生乳の検査結果〉

| 年度 | 検体数 | 基準値超過数 |
|--------|-----|--------|
| 平成23年度 | 110 | 0 |
| 平成24年度 | 150 | 0 |
| 平成25年度 | 140 | 0 |
| 平成26年度 | 125 | 0 |
| 平成27年度 | 120 | 0 |

イ 牛肉

平成23年7月31日から県内の食肉処理場に出荷される肉牛の全頭検査を実施しています。平成24年10月に基準値(100ベクレル毎キ

ログラム)を超過した牛が1頭確認されましたが、市場へ流通はしていません。それ以外は全て基準値を下回っています。

〈牛肉の検査結果〉

| 年度 | 検体数 | 基準値超過数 |
|--------|--------|--------|
| 平成23年度 | 9,964 | 0 |
| 平成24年度 | 14,103 | 1 |
| 平成25年度 | 14,133 | 0 |
| 平成26年度 | 14,751 | 0 |
| 平成27年度 | 13,269 | 0 |



放射性物質検査

ウ 豚肉・鶏肉

豚肉と鶏肉は平成23年4月11日に検査を実施し、平成23年10月28日からは四半期ごとに検査しました。その後、平成24年度からは豚肉は毎月1回2検体、鶏肉は四半期に1回2

検体ずつ検査を実施しています。

豚肉、鶏肉ともこれまで全て基準値を下回っています。

〈豚肉・鶏肉の検査結果〉

| 年度 | 区分 | 検体数 | 基準値超過数 |
|--------|----|-----|--------|
| 平成23年度 | 豚肉 | 11 | 0 |
| | 鶏肉 | 5 | 0 |
| 平成24年度 | 豚肉 | 24 | 0 |
| | 鶏肉 | 8 | 0 |
| 平成25年度 | 豚肉 | 24 | 0 |
| | 鶏肉 | 8 | 0 |
| 平成26年度 | 豚肉 | 24 | 0 |
| | 鶏肉 | 8 | 0 |
| 平成27年度 | 豚肉 | 24 | 0 |
| | 鶏肉 | 8 | 0 |

(3) 水産物（養殖魚）

県内の養殖場で生産されたイワナ・ヤマメ・ニジマス・ギンヒカリ・アユ・コイについて、平成28年3月までに、338検体の検査を実施し

ました。

検査結果は、全て不検出又は基準値未満でした。

〈養殖魚の検査数〉

| 年度 | イワナ | ヤマメ | ニジマス | ギンヒカリ | アユ | コイ | 計 |
|--------|--------------------------|-----|------|-------|----|----|----|
| 平成23年度 | 4 | 3 | 7 | 4 | 2 | 4 | 24 |
| 平成24年度 | 21 | 18 | 26 | 17 | 5 | 0 | 87 |
| 平成25年度 | 14 | 13 | 24 | 14 | 1 | 4 | 70 |
| 平成26年度 | 22 | 22 | 27 | 17 | 2 | 0 | 90 |
| 平成27年度 | 16 | 17 | 20 | 13 | 1 | 0 | 67 |
| 検査結果 | 不検出又は基準値未満（基準値：100Bq/kg） | | | | | | |

(4) 栽培きのこ

ア 栽培きのこのモニタリング検査

栽培きのこの食品モニタリング検査については、平成28年3月末までに1,151件について実施しました。原木栽培（注11）の生しいたけ及び菌床栽培（注12）のきのこ類では、これまで食品の基準値を超えたものはなく、

安全が確認されています。

(注11) 原木栽培＝きのこ栽培用に切り出した木材(原木)にきのこの菌を植え付けて栽培する方法をいいます。

(注12) 菌床栽培＝おが粉等にきのこの種菌を植え付けて栽培する方法をいいます。

イ 出荷自粛

原木栽培の乾しいたけについては、平成23年度の検査で高崎市、沼田市、渋川市、富岡市、中之条町、高山村、東吾妻町、みなかみ町の8市町村において、乾燥状態での計測で暫定規制値500ベクレル毎キログラムを超

したことが確認され、出荷自粛要請となっています。

また、原木栽培のなめこについては、平成24年度の検査で藤岡市において、基準値超過が確認され、出荷自粛要請となっています。

〈栽培きのこの食品モニタリング検査件数〉

| 年度 | 区分 | 検査数 | 基準値超過数 |
|--------|---------|-----|--------|
| 平成23年度 | 原木生しいたけ | 43 | 0 |
| | 原木乾しいたけ | 15 | 8 |
| | 菌床生しいたけ | 24 | 0 |
| | 菌床乾しいたけ | 1 | 0 |
| | 他 | 37 | 0 |
| 平成24年度 | 原木生しいたけ | 90 | 0 |
| | 原木乾しいたけ | 12 | 0 |
| | 菌床生しいたけ | 55 | 0 |
| | 菌床乾しいたけ | 14 | 0 |
| | 他 | 76 | 0 |
| 平成25年度 | 原木生しいたけ | 83 | 0 |
| | 原木乾しいたけ | 2 | 0 |
| | 菌床生しいたけ | 76 | 0 |
| | 菌床乾しいたけ | 13 | 0 |
| | 他 | 92 | 0 |
| 平成26年度 | 原木生しいたけ | 84 | 0 |
| | 原木乾しいたけ | 0 | 0 |
| | 菌床生しいたけ | 92 | 0 |
| | 菌床乾しいたけ | 15 | 0 |
| | 他 | 85 | 0 |
| 平成27年度 | 原木生しいたけ | 72 | 0 |
| | 原木乾しいたけ | 0 | 0 |
| | 菌床生しいたけ | 70 | 0 |
| | 菌床乾しいたけ | 12 | 0 |
| | 他 | 93 | 0 |

ウ きのこ原木等の指標値検査

栽培きのこについては、食品としてのきのこを安全に栽培するために、きのこ原木^(注13)及び菌床用培地の安全基準として当面の指標値^(注14)が定められています。

群馬県では、原木、菌床、おが粉等の資材の段階で検査を行い、指標値以下の資材のみを使用することにより、安全なきのこの生産に努めています。特に原木栽培きのこについては、ほだ木^(注13)の全ロット検査を実施し、安全が確認されたほだ木のみを使用しています。

平成28年3月末までに、ほだ木は3,281件の検査を行いました。そのうち、指標値である50ベクレル毎キログラム以下となったのは43%の1,405件でした。経過措置対象^(注15)

である50～100ベクレル毎キログラムのほだ木は19%の628件、100ベクレル毎キログラムを超過していたほだ木は38%の1,248件でした。

指標値を超過したほだ木は廃棄し、安全なほだ木への入替えを行っています。

(注13) きのこ原木とほだ木＝きのこ用に切り出した木材を「きのこ原木」といい、それにきのこ菌を植えたものを「ほだ木」といいます。

(注14) きのこ原木及び菌床用培地の当面の指標値＝
きのこ原木・ほだ木：50ベクレル毎キログラム(Bq/kg)(乾重量)
菌床用培地・菌床：200Bq/kg(乾重量)

(注15) 経過措置対象＝50～100ベクレル毎キログラム(Bq/kg)のきのこ原木及びほだ木。発生するきのこが50ベクレル毎キログラム(Bq/kg)以下になるよう管理され、出荷前に都道府県が検査する体制が構築されていれば使用できます。



安全な原木、ほだ木の確保

4 野生の山菜・きのこなど

流通・販売を目的として採取された野生の山菜、きのこ類については、安全確認のための食品モニタリング検査が実施されています。

シカ、イノシシ、クマなどは、狩猟や有害鳥獣駆除を目的に捕獲されており、獣肉が流通することは基本的にはありませんが、出荷制限の対象となっていることから、きめ細かい検査を継続的に行っています。

(1) 野生の山菜・きのこ

流通、販売を目的として採取された、野生の山菜類及びきのこ類について食品モニタリング検査を実施し、安全を確認しています。万一、

基準を超える放射性物質が検出された場合は、出荷制限等の措置を講じ、流通しないようにしています。

ア 食品モニタリング検査

平成28年3月末までに、野生のきのこ類37 行いました。
件、野生の山菜類143件、合計180件の検査を

〈野生のきのこ・山菜類のモニタリング検査件数〉

| 年度 | 種類 | 検査数 | 基準値超過数 |
|--------|-------|-----|--------|
| 平成23年度 | 野生きのこ | 5 | 0 |
| | 野生の山菜 | 8 | 0 |
| 平成24年度 | 野生きのこ | 25 | 6 |
| | 野生の山菜 | 39 | 2 |
| 平成25年度 | 野生きのこ | 1 | 0 |
| | 野生の山菜 | 38 | 2 |
| 平成26年度 | 野生きのこ | 0 | 0 |
| | 野生の山菜 | 27 | 2 |
| 平成27年度 | 野生きのこ | 6 | 0 |
| | 野生の山菜 | 31 | 0 |

イ 出荷制限等

野生の山菜類については、平成24年度の検査で渋川市産の野生タケノコ(マダケ)が基準値を超過したため、出荷自粛要請となりましたが、平成25年度の検査で渋川市のうち旧伊香保町、旧北橋村、旧赤城村、旧子持村で採取されたものについて安全が確認されたので、同地区については出荷自粛要請を解除しました。なお、旧渋川市地区及び旧小野上村地区では、出荷自粛要請が継続しています。

また、平成25年度の検査で高崎市の旧倉渕村地区で採取された野生タラノメで基準値超

過が確認され、県による出荷自粛要請が行われています。

さらに、平成26年度の検査でみなかみ町の野生コシアブラと野生タケノコ(マダケ)で基準値超過が確認され、県による出荷自粛要請が行われています。

野生きのこ類については、平成24年度の検査で沼田市、安中市、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町、みなかみ町で基準値超過が認められたため、同市町村については国から出荷制限が指示されています。

(2) 水産物（河川・湖沼）

イワナ・ワカサギなど、県内の河川湖沼で採捕される魚類の放射性物質については、事故当時と比べると、徐々に減少し、ごく限られた河川湖沼で基準値を超える放射性物質が認められるのみとなりました。

県内の河川湖沼を対象に、7魚種（アユ・イワナ・ウグイ・コイ・ヤマメ・ワカサギ・ナマズ）を採捕し、平成23年度に108検体、平成24年度に197検体、平成25年度に329検体、平成26年度に263検体、平成27年度に213検体、合計1,110検体を実施しました。

平成27年度に基準値を超えたのは、一部の河川から採捕したイワナで1検体でした。

平成27年9月1日、赤城大沼・榛名湖のワカサギの出荷自粛要請が解除されましたが、吾妻川（支流を含む。ただし、岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間に限る。）のイワナ・ヤマメ、薄根川（支流を含む。）のイワナは出荷制限、赤城大沼のイワナ・ヤマメ・ウグイ・コイは出荷自粛となっています。

〈河川・湖沼における水産物の検査数〉

| 年度 | イワナ | ヤマメ | アユ | ワカサギ | ウグイ | コイ | ナマズ | 計 |
|-----------------|------------------------|-----|----|------|-----|----|-----|-----|
| 平成23年度 | 24 | 49 | 2 | 25 | 7 | 1 | 0 | 108 |
| 平成24年度 | 45 | 104 | 25 | 22 | 0 | 0 | 1 | 197 |
| 平成25年度 | 86 | 185 | 11 | 43 | 4 | 0 | 0 | 329 |
| 平成26年度 | 70 | 117 | 11 | 65 | 0 | 0 | 0 | 263 |
| 平成27年度 | 51 | 84 | 11 | 67 | 0 | 0 | 0 | 213 |
| 平成27年度 基準値超え | 上沢渡川：イワナ（基準値：100Bq/kg） | | | | | | | |

(3) 野生鳥獣

県では、平成23年度から、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及び鳥類（キジ、ヤマドリ、カモ類等）を対象に放射性物質検査を行っています。放射性物質検査を踏まえ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ及びヤマドリについては、

県内全域で出荷制限が行われており、これらの野生鳥獣肉の流通は基本的にありません。なお、放射性物質の濃度は、個体ごとにバラツキもありますが、継続して検査を実施しています。

〈野生鳥獣検査結果〉

| 年度 | 区分 | 検体数 | 基準値超過数 |
|--------|--------|-----|--------|
| 平成23年度 | ツキノワグマ | 4 | 1 |
| | イノシシ | 56 | 39 |
| | ニホンジカ | 41 | 19 |
| | 鳥類 | 10 | 0 |
| 平成24年度 | ツキノワグマ | 80 | 44 |
| | イノシシ | 60 | 20 |
| | ニホンジカ | 46 | 19 |
| | 鳥類 | 32 | 4 |
| 平成25年度 | ツキノワグマ | 45 | 25 |
| | イノシシ | 31 | 10 |
| | ニホンジカ | 138 | 38 |
| | 鳥類 | 0 | 0 |
| 平成26年度 | ツキノワグマ | 55 | 18 |
| | イノシシ | 36 | 10 |
| | ニホンジカ | 68 | 24 |
| | 鳥類 | 0 | 0 |
| 平成27年度 | ツキノワグマ | 34 | 18 |
| | イノシシ | 26 | 4 |
| | ニホンジカ | 63 | 23 |
| | 鳥類 | 2 | 0 |

食品等出荷制限・自粛の状況 一覧表

(平成27年9月1日現在)

1 農林水産物

| 品目 | 出荷制限 出荷自粛 | 対象地域 (指示・要請年月日) | 解除地域 (解除年月日) |
|-----------------|--------------|--|---|
| カキナ | 出荷制限 | ・群馬県全域 (H23. 3. 21指示) | ・群馬県全域 (H23. 4. 8解除) |
| ホウレンソウ | 出荷制限 | ・群馬県全域 (H23. 3. 21指示) | ・群馬県全域 (H23. 4. 8解除) |
| 茶 | 出荷制限 | ・桐生市、渋川市 (H23. 6. 30指示) | ・桐生市 (H24. 5. 28解除) ・渋川市 (H25. 6. 7解除) |
| 乾しいたけ (原木栽培) | 出荷自粛 | ・高崎市、沼田市、渋川市、 富岡市、中之条町、高山村、 東吾妻町、みなかみ町 (H23. 12. 5要請) | |
| 原木なめこ (露地栽培) | 出荷自粛 | ・藤岡市 (H24. 12. 13要請) | |

2 野生の山菜・きのこなど

| 品目 | 出荷制限 出荷自粛 | 対象地域 (指示・要請年月日) | 解除地域 (解除年月日) |
|-----------------|--------------|--|--|
| 野生タケノコ (マダケ) | 出荷自粛 | ・渋川市 (H24. 6. 25要請) (旧渋川市及び旧小野上村 を除く) ・みなかみ町 (H26. 7. 9要請) | ・渋川市(旧渋川市及び旧小野 上村を除く) → (H25. 7. 22解除) |
| 野生タラノメ | 出荷自粛 | ・高崎市(旧倉渕村) (H25. 4. 25要請) | |
| 野生 コシアブラ | 出荷自粛 | ・みなかみ町 (H26. 5. 28要請) | |
| 野生きのこ | 出荷制限 | ・沼田市、嬭恋村、東吾妻町 (H24. 9. 25指示) ・高山村 (H24. 10. 10指示) ・安中市 (H24. 10. 16指示) ・長野原町 (H24. 10. 23指示) ・みなかみ町 (H24. 11. 13指示) | |
| フキノトウ | 出荷自粛 | ・中之条町 (H24. 4. 9要請) | ・中之条町 → (H24. 4. 20解除) |
| ヤマメ (養殖を除く) | 出荷制限 | ・吾妻川 (* 1) (H24. 4. 27指示) ・薄根川 (支流を含む。) (H24. 4. 27指示) ・小中川 (支流を含む。) (H24. 4. 27指示) ・桃ノ木川 (支流を含む。) (H24. 4. 27指示) | ・薄根川 (支流を含む。) → (H24. 11. 9解除) ・小中川 (支流を含む。) → (H25. 4. 25解除) ・桃ノ木川 (支流を含む。) → (H25. 4. 25解除) |
| イワナ (養殖を除く) | 出荷制限 | ・吾妻川 (* 1) (H24. 6. 8指示) ・薄根川 (支流を含む。) (H24. 6. 8指示) (H26. 3. 12指示) ・鳥川 (支流を含む。ただし、 川田橋より上流に限る) (H24. 6. 8指示) | ・薄根川 (支流を含む。) → (H25. 6. 28解除) → 出荷制限中 ・鳥川 (支流を含む。ただし、 川田橋より上流に限る) → (H24. 11. 9解除) |

* 1) 支流を含む。ただし、岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間に限る。

| 品目 | 出荷制限 出荷自粛 | 対象地域 (指示・要請年月日) | 解除地域 (解除年月日) |
|--------------|--------------|---|---|
| イワナ ヤマメ | 出荷自粛 | ・赤城大沼 (H24.9.1要請) | |
| ウグイ | 出荷自粛 | ・赤城大沼 (H24.9.1要請) ・名久田川 (吾妻川から上流の 本支流) (H24.9.1要請) | ・名久田川 (吾妻川から上流の 本支流) → (H25.11.22解除) |
| コイ | 出荷自粛 | ・赤城大沼 (H24.9.1要請) | |
| ワカサギ | 出荷自粛 | ・赤城大沼 (H24.9.1要請) (H26.8.22要請) ・榛名湖 (H25.2.1要請) | ・赤城大沼 → (H26.3.14解除) → (H27.9.1解除) ・榛名湖 → (H27.9.1解除) |
| イノシシ (野生) | 出荷制限 | ・群馬県全域 (H24.10.10指示) | |
| クマ (野生) | 出荷制限 | ・群馬県全域 (H24.9.10指示) | |
| シカ (野生) | 出荷制限 | ・群馬県全域 (H24.11.14指示) | |
| ヤマドリ (野生) | 出荷制限 | ・群馬県全域 (H25.1.23指示) | |

※下線は、出荷制限もしくは出荷自粛が解除（一部解除を含む）となった品目。

○出荷制限と出荷自粛の違い

出荷制限：原子力災害特別措置法（第20条）に基づく国による出荷制限指示。

出荷自粛：県による出荷自粛要請。

5 流通食品

県内に流通する食品の安全性を確認するため、県と前橋市及び高崎市が連携して県内の食品製造所又は販売店で採取した食品について、食品安全検査センターにて放射性物質の検査を実施しています。

流通食品の放射性物質検査は平成23年12月から実施しており、平成28年3月末までに計546検体の検査を行い、全て暫定規制値もしくは基準値以下でした。

(1) 実施結果

収去品（注16）462検体、試買品（注17）84検体、計546検体実施し、結果は全て暫定規制値もしくは基準値以下でした。

（注16）収去品＝収去検査とは、食品衛生法に基づき食品の安全性確保の一環として、食品衛生監視員が食品製造施設や販売施設から食品等を検査するために無償で採取したものをいいます。

（注17）試買品＝流通・販売されている食品を検査するために消費者の視点から買い上げたものをいいます。



ゲルマニウム半導体検出器
(食品等の放射性物質濃度を測定します)

〈流通食品検査結果〉

| 年度 | 乳・乳製品 | 小麦粉製品 | 大豆製品 | 生鮮野菜等 | 清涼飲料水 | 農産物加工品 | 生鮮魚介類 | 酒類 | 鶏卵 | 乳児用食品 | 弁当・そうざい | 食肉製品 | その他 | 合計 | 基準値超過数※ |
|-------------|-------|-------|------|-------|-------|--------|-------|----|----|-------|---------|------|-----|-----|---------|
| 平成23年度 | 20 | 10 | 2 | 11 | 2 | 14 | 5 | - | - | - | - | 2 | - | 66 | 0 |
| 平成24～平成27年度 | 67 | 45 | 44 | 29 | 60 | 87 | 27 | 2 | 17 | 14 | 24 | 29 | 35 | 480 | 0 |

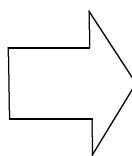
※食品の新たな基準値の設定について

放射性セシウム暫定規制値
(平成23年度適用)

| 食品群 | 規制値 (Bq/kg) |
|-----------|-------------|
| 飲料水 | 200 |
| 牛乳・乳製品 | 200 |
| 野菜類 | 500 |
| 穀類 | 500 |
| 肉・卵・魚・その他 | 500 |

食品衛生法の放射性セシウム規格基準値
(平成24年4月1日から適用)

| 食品区分 | 基準値 (Bq/kg) |
|-------|-------------|
| 飲料水 | 10 |
| 牛乳 | 50 |
| 乳児用食品 | 50 |
| 一般食品 | 100 |



◆食品中の放射性物質検査の手順



サンプルを細切



重さを量る



ゲルマニウム半導体
検出器で測定



データを解析

6 学校給食

県教育委員会では学校給食検査設備整備事業（学校給食用食材の事前検査）及び学校給食安心対策事業（提供後の学校給食の検査）によって、平成24年度から学校給食の放射性物質検査を実施しています。

これまでの検査の中で、食品中の放射性物質検査基準値を超えた学校給食用食材及び学校給食は確認されていません。

(1) 学校給食検査設備整備事業

県内5か所の教育事務所に設置した放射性物質検査機器により、検査を希望する市町村等が

給食用食材の検査を実施しています。
検査結果は、全て、基準値以下でした。

〈給食用食材検査結果〉

| 年度 | 検体数 | 検査結果 | | | 延べ実施団体数 |
|--------|-------|-----------|-----------|---------|---------|
| | | 検出 | | 検出下限値未満 | |
| | | 50Bq/kg以上 | 50Bq/kg未満 | | |
| 平成24年度 | 2,230 | 0 | 7 | 2,223 | 1,795 |
| 平成25年度 | 1,484 | 0 | 1 | 1,483 | 1,197 |
| 平成26年度 | 1,096 | 0 | 2 | 1,094 | 855 |
| 平成27年度 | 897 | 0 | 1 | 896 | 742 |



(2) 学校給食安心対策事業（旧学校給食モニタリング事業）

調理済みの学校給食を、毎日1食分を1週間分まとめて、放射性物質検査を実施しています。

検査結果は、全て、検出下限値未満でした。

〈提供給食の検査結果〉

| | | | |
|--------|---------------------------------------|----------------|-----------|
| 平成24年度 | 5月28日～9月14日(計9週間分) | 川場村 館林市 | 全て検出下限値未満 |
| | 9月18日～11月16日(計9週間分) | 草津町 桐生市 | 全て検出下限値未満 |
| | 11月19日～2月15日(計9週間分) | 渋川市 甘楽町 | 全て検出下限値未満 |
| 平成25年度 | 9月30日～10月25日(計4週間分) | 渋川市 安中市 | 全て検出下限値未満 |
| | 10月29日～11月22日(計4週間分) | 沼田市 上野村 | 全て検出下限値未満 |
| | 11月25日～12月20日(計4週間分) | 神流町 高山村 | 全て検出下限値未満 |
| | 1月14日～2月7日(計4週間分) | 東吾妻町 | 全て検出下限値未満 |
| | 1月14日～1月24日 2月10日～2月21日 (計4週間分) | 館林市 | 全て検出下限値未満 |
| | 1月27日～2月21日(計4週間分) | 邑楽町 | 全て検出下限値未満 |
| 平成26年度 | 5月12日～7月18日(計10週間分) | 沼田市 安中市 | 全て検出下限値未満 |
| | 9月1日～11月7日(計10週間分) | 館林市 渋川市 | 全て検出下限値未満 |
| | 11月10日～2月6日(計10週間分) | 高山村 邑楽町 | 全て検出下限値未満 |
| 平成27年度 | 9月14日～11月13日(計8週間分) | 沼田市 高山村 邑楽町 | 全て検出下限値未満 |
| | 11月16日～1月29日(計8週間分) | 渋川市 安中市 | 全て検出下限値未満 |

7 廃棄物

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下、「放射性物質汚染対処特措法」)に基づく、特定一般廃棄物処理施設(焼却施設、最終処分場)から排出される排ガス及び排出水の放射能濃度の測定結果では、焼却施設及び最終処分場で、基準を超えた施設はありません。

また、群馬県内における指定廃棄物(放射能濃度が8,000ベクレル毎キログラムを超え、環境大臣が指定した廃棄物)は、1,186.7tありますが、現在、新たな発生はありません。

県内の指定廃棄物は、現在、発生施設等で安全に保管されています。保管場所の空間放射線量率も定期的に測定されており、測定値は周辺の空間放射線量率と同等となっています。

なお、指定廃棄物は、国が責任をもって処理することとされており、現在、国により、長期管理施設(最終処分場)の確保などの処理に向けた検討がされています。

(1) 一般廃棄物処理施設における放射能濃度

市町村等は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、特定一般廃棄物処理施設(焼却施設、最終処分場)に係る放射能濃度の測定を実施しています。また、県でも市町村等の施設の維持管理状況の監視として、市町村等から測定結果の報告を求め、立入検査を実施しています。市町村等の測定結果は、定期的に県のホームページで公表しています。

測定結果の概要は次のとおりです。

- ・焼却施設の排ガスの放射性セシウム濃度は、いずれも基準値以下でした。

- ・焼却施設の焼却灰の放射性セシウム濃度が、指定廃棄物の指定を受ける8,000ベクレル毎キログラムを超える施設はありませんでした。なお、放射性セシウム濃度は、原子力発電所事故直後と比較すると、年々減少傾向にあります。
- ・最終処分場の排出水の放射性セシウム濃度は、いずれも基準値以下でした。
- ・最終処分場の周辺地下水の放射性セシウムは、いずれも不検出で、水質への影響は認められませんでした。

(2) 指定廃棄物の処理

群馬県には、指定廃棄物として、浄水発生土(注18)が672.8t、下水汚泥(焼却灰等含む)が513.9t、合計1,186.7tが指定され、保管されています。

なお、今後増加する傾向はありません。

群馬県で発生した指定廃棄物は、発生した施設等の公共施設9施設において、環境省が策定

したガイドラインによる保管基準に従って、適切に保管されています。

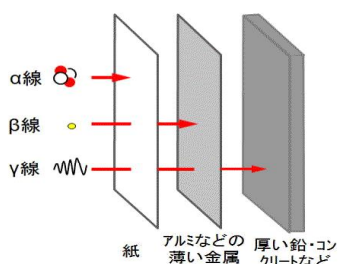
現在、国により長期管理施設(最終処分場)確保などの処理に向けた検討がされています。

(注18) 浄水発生土＝浄水場において、水道水をつくる過程で発生する土砂等の沈殿物を取り出したものをいいます。

○放射線の性質(透過性)

放射線には、ものを突き抜ける性質(透過性)があり、3種類ある放射線の透過性は異なります。

■ 透過性



アルファ線：紙でも透過しません。

ベータ線：紙は透過しますが、アルミなどの薄い金属は透過しません。

ガンマ線：紙やアルミなどの薄い金属は透過しますが、厚い鉛やコンクリートは透過しません。